

豊島区政務調査費検討会報告書

平成22年3月19日

豊島区政務調査費検討会

政務調査費検討会報告

豊島区政務調査費検討会

はじめに

2000年4月の第1次地方分権改革以来、地方議会のあり方に多くの関心が寄せられている。2000年の改革は機関委任事務制度を全廃した。これによって、自治体の首長・行政委員会は中央各省大臣の下級機関ではなくなったばかりか、首長と地方議会は名実ともに対等な関係に立った。地方議会・議員は、自治体における一方の代表機関として、行政の統制と法令解釈能力、さらに条例案の提出に象徴される政策能力を高めねばならない時代を迎えたのである。

2009年9月に成立した鳩山内閣は、「地方分権改革」に替えて「地域主権改革」を掲げる。そのための改革プログラムは多数示されているが、現在開催中の通常国会において、いわゆる法令による自治体行政への「義務付け・枠づけ」の大幅な緩和が図られることは確実である。自治体は中央各省が示してきた行政執行に拘束力をもった基準から解放されるが、それは首長・議会の双方に自治的法令解釈能力と条例作成能力を求めるものである。とりわけ議会・議員には、従来に増して自己改革が求められる。

1 政務調査費の活用

多くの自治体は、従来から議員の政策能力の向上、それによる代表機関としての議会の権能強化に資することを目的として、議員の報酬に加えて政務調査費を支出してきた。しかし、政務調査費に対する社会の批判は尽きない。「使途が不明確である」、「公金にかかわらず会計報告が明確にされていない」、「政務調査と政治活動が区分されていない」、さらには「税金のかからないヤミ報酬」といった極端な批判までである。

こうした批判に対して議会・議員の側に反発があることも事実だが、説明責任がまっとうされる政務調査費へと積極的に自己改革を果たすことは、議会・議員の「権威」の確立にとって不可欠であるといつてよい。議会・議員には政務調査費を積極的に活用して、上に述べた地方分権・地域主権時代における責任を果たしていくことが望まれている。

2 政務調査費の目的限定

区民の代表機関を構成する議員には、なによりも公人たる議員として責任を果たすべく日々邁進することが求められる。議員が政治家としての性格を備えていることは否定しない。それゆえに、議員生活には、各種の支持集団・支持者とのフォーマル・インフォーマルな接触、新たな支持者の獲得に向けた活動などが一定の比重を占めていよう。しかし、政務調査費の目的は、議会なる代表機関における議員活動にかかる費用の一部弁償に限定

されるべきである。それを超えた政治活動の経費は、報酬に加えて支持者の寄付、あるいは所属政党からの資金などによって賄われるべきなのである。

したがって、政務調査費の使途は、当該自治体の行政実態調査、行政活動を支えている各種の制度についての資料収集と学習、先進自治体の調査研究、条例案の作成などの政策法務に要する費用に限定されるべきである。

3 政務調査費の支出対象は議員個人

多くの自治体の政務調査費は、議員一人あたりの月額を定めたうえで、所属会派の構成員数に応じて会派に支出する形をとっている。また会計報告も会派によって行われている。しかし、このことが先に一部触れたような政務調査費への社会的批判を招く一因ともなっている。議員としての議会活動に対する「補助」である限り、政務調査費の支出対象は議員個人とすべきであり、政務調査費による活動報告ならびに会計報告は、議員個人の責任によって行われるべきである。このことによって、有権者たる住民は個々の議員の議会活動をよりよく知ることができる。そればかりか、議員もまた住民に対する自らの信頼性を向上させることができる。

こうした観点に立つ検討会は、議員個人を支出対象として、その使途について別紙のような「政務調査費使途基準細目」を提案するとともに、その実現を強く要望する。

4 説明責任の徹底と区民による検証委員会の設置

政務調査費は、いうまでもなく区民の税金である。近代市民革命で誕生した議会は、王権による税の徴収と使途に対する市民の監視機関であった。とすれば、議会・議員は自らこの議会の本源的機能に忠実たらねばならない。政務調査費による活動については、詳細な会計報告に加えて、活動内容について区民に具体的に報告せねばならない。議会は一定の統一フォームを定めて区民に公表することを、議員に義務付けるべきある。

また、この会計報告ならびに活動報告にもとづいて、政務調査費による議員の活動を検証する区民から構成された第三者委員会を設置すべきである。委員会の疑問点に議員は積極的に対応せねばならない。また委員会が会計報告に誤りを指摘した場合には、それを是正せねばならない。

検討会は、「政務調査費使途基準細目」に加えて、上記の措置を採るよう強く要望する。

以上

政務調査費使途基準細目

1 研究研修費

(1) 研究会、研修会を開催するために必要な経費

会場使用料、会場設営費、資料費、講師謝礼（交通費・弁当・茶菓子代含む）、機材借上料、事務用品費、郵送料

(2) 他の団体が開催する研究会、研修会に参加するために要する経費

出席者負担金（会費、資料購入費含む）、交通費、宿泊費、郵送料

【運用の指針】

- ・研修会の開催又は参加経費へ充当する場合は、研修費の日時・会場・テーマ等が確認できる資料を5年間保存する。また、報告書を作成する。
- ・講師等への謝礼の額及び弁当・茶菓子代等は社会通念上妥当な範囲内とする。
- ・出席者負担金については、自身が飲食に関わるもの以外の経費の支出を認める。
- ・国内旅行に関わる宿泊費は、1泊当たり15,000円を上限とする。
- ・交通費については、行き先と運賃が明確になっている場合のみ支出を認める。

2 調査旅費

(1) 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

交通費、宿泊費、入場料、写真現像料、郵送料、事務用品費

【運用の指針】

- ・管外視察等の経費に充当する場合には、収支報告書に日時・場所・調査目的・調査内容・行程・参加者・経費などを記載した管外視察報告書を添付する。
- ・国内旅行に関わる宿泊費は、1泊当たり15,000円を上限とする。
- ・レンタカー使用時は、レンタカー代とガソリン代の支出を認める。
- ・交通費については、行き先と運賃が明確になっている場合のみ支出を認める。

3 資料作成費

(1) 調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

印刷製本代、コピー費、写真現像料、事務用品費、人件費、備品購入費

【運用の指針】

- ・ 作成された資料等の成果物は、5年間保存する。
- ・ 雇用実態を示す書類（雇用契約書・勤務実績表・出勤簿）等は5年間保存する。
- ・ 物品については、借上代、購入費のみ経費として認める。
- ・ 2万円を超える物品・書籍等は、台帳管理を行う。また、期末日に備品管理台帳と現物との照合を行う。
- ・ 2万円を超える物品・書籍等は、原則として議員の退任時に区へ返還する。

4 資料購入費

(1) 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

書籍購入費、DVD等のメディア購入費

【運用の指針】

- ・ 購入した書籍、メディア等は、そのタイトルを支出明細書に明記する。
- ・ 購入した書籍、メディア等は5年間保存する。
- ・ 2万円を超える物品・書籍等は、台帳管理を行う。また、期末日に備品管理台帳と現物との照合を行う。
- ・ 2万円を超える物品・書籍等は、原則として議員の退任時に区へ返還する。

豊島区政務調査費検討会委員

座 長 新 藤 宗 幸

委 員 牛 山 久仁彦

委 員 横 山 智

審 議 経 過

第1回 平成21年9月30日（水）

豊島区における政務調査費の現況と今後の検討方針について

第2回 平成21年11月10日（火）

豊島区議会政務調査費取扱指針（たたき台）の検討について

第3回 平成21年12月22日（火）

政務調査費の論点について

第4回 平成22年2月26日（金）

政務調査費取扱指針（たたき台）の修正について

第5回 平成22年3月19日（金）

豊島区政務調査費検討会報告書（案）の検討について